

衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官 国民審査



投票所には
マスク着用のうえ
ご来場ください。

【問合せ】
新ひだか町
選挙管理委員会事務局
☎49-0315

◎入場券

●投票所入場券は、10月15日ごろに郵送しています。
●入場券は、投票所で投票用紙を受け取る際に必要となりますので、大切に保管し、投票の際には忘れずに持参してください。また、入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所係員に申し出てください。

◎期日前投票

投票日に仕事や旅行など、何らかの用事により投票日当日に投票に行けない場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため混雑を避けたい場合は、投票日の前に投票できる「期日前投票制度」を利用して投票することができます。なお、お住まいの地区に関わらず、どちらの期日前投票所でも投票できます。

と き 10月20日(水) 8時30分～30日(土) 8時30分～20時00分

と ころ 役場静内庁舎1階
総合町民センター1階

◎不在者投票

病院に入院中や長期出張中の方などは、入院先や滞在先市区町村で投票することができません。また、身体に重度の障がいのある方や要介護者で要介護5に認定されている方、新型コロナウイルス感染症で自宅療養、宿泊療養をしている方、または入国後の待機者で外出自粛要請もしくは隔離・停留の措置を受けている方は、郵便などで投票することができます。

◎今回の変更点

次の投票区の投票所の名称が変更になっています。

- 第27投票区
旧鳧舞生活改善センター
↓ 鳧舞生活館(名称変更)
- 第28投票区
旧本桐基幹集落センター
↓ 本桐生活館(名称変更)

◎新ひだか町で投票できる方

●投票日当日、満18歳以上の方(平成15年11月1日までに生まれた方)で、令和3年7月18日までに転入の届け出をされ、引き続き町内に住所を有する方

※令和3年7月19日以降に転入の届出をした方は、前住地で投票することになります。

町内で転居した場合、令和3年10月8日以降に転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票します。

◎投票時間・投票所

投票時間	投票区	投票の場所
7時00分から20時00分まで	1	新ひだか町役場静内庁舎
	2	山手児童館
	3	未広生活センター
	4	新ひだか町公民館
	5	新ひだか町社会福祉会館
	6	入船生活館
	7	新ひだか町保健福祉センター
	8	こうせい児童館
	9	花園生活館
	10	柏台会館
	11	中野生活改善センター
	12	静内旭町生活館
	13	清水丘生活センター
	14	神森会館
	15	目名生活改善センター

投票時間	投票区	投票の場所
7時00分から19時00分まで	16	田原生活館
	17	御園生活館
	18	農屋生活館
	19	豊畑会館
	20	川合生活館
	21	東別生活センター
	22	春立生活館
	23	東静内会館
	24	新ひだか町総合町民センター
	25	港町生活改善センター
	26	延出基幹集落センター
	27	鳧舞生活館(旧鳧舞生活改善センター)
	28	本桐生活館(旧本桐基幹集落センター)
	29	歌笛総合住民センター
	30	川上会館